

令和 8 年 3 月 3 0 日

一般国道 2 0 1 号（八木山バイパス）に係る業務実施計画（その 2）の変更について

記

8（2）中、「③申請書の記載事項が適正であること。」の次に「また、機構は、西日本高速道路株式会社以外の高速道路会社（高速道路株式会社法（平成 1 6 年法律第 9 9 号）第 1 条に規定する会社）にも助成金を交付することができるものとする。」を加える。

添付書類

別添1 一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（その2）

※「貸付料及び貸付期間算出の基礎を記載した書類」及び「推定交通量及びその算出の基礎を記載した書類」は、平成31年3月29日付け国道高管第108号で認可された一般国道201号（八木山バイパス）に係る業務実施計画（その2）の別添2及び別添3のとおり。